

## 承継届出

公害関係法令に基づく「承継届出」の手続きについて案内します。

法令等の名称	下記公害関係法令
手続名	承継届出
手続根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>大気汚染防止法第 12 条第 3 項(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む)</li><li>水質汚濁防止法第 11 条第 3 項</li><li>ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項</li><li>騒音規制法第 11 条第 3 項</li><li>振動規制法第 11 条第 3 項</li><li>福島県生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 3 項(第 36 条第 3 項、第 41 条第 1 項、第 46 条、第 58 条第 3 項、第 69 条第 3 項)</li><li>福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第 16 条第 3 項(第 21 条第 1 項)</li><li>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 6 条の 2 第 2 項</li></ul>
手続対象者	特定施設等を承継した事業者
提出時期	特定施設等を承継した日から 30 日以内
提出方法	原則持参
添付書類・部数	(添付書類) 承継したことが確認できる書類(登記簿謄本等)の写し  ※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る承継 <ul style="list-style-type: none"><li>地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された場合は、様式3の3による書面及び戸籍抄本を添付してください。</li><li>前記以外の相続人である場合は、様式3の4による書面及び戸籍抄本を添付して下さい。</li></ul>
	(部数) 正本 1 部及びその写し 1 部(計 2 部)
提出先・受付窓口	環境部 環境保全センター
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日祝日、年末年始を除く)

### <連絡先>

環境部 環境保全センター

〒963-8024

福島県郡山市朝日三丁目 5-7

電話番号: 024-923-3400

ファックス番号: 024-925-9029

kankyouctr@city.koriyama.lg.jp

承継届出書

令和 年 月 日

郡山市環境保全センター所長 殿

住所 郡山市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 名称 〇〇株式会社

職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

承継先（現在の届出者）の内容で記入する

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号）

ばい煙発生施設・特定施設等に係る届出者の地位を承継したので、次の規定により届け出ます。

□ 大気汚染防止法 第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）

届出のあるものに✓する

□ 水質汚濁防止法 第11条第3項

□ ダイオキシン類対策特別措置法 第19条第3項

□ 騒音規制法 第11条第3項

該当箇所以外の部分は二重線で消す

□ 振動規制法 第11条第3項

☑ 福島県生活環境の保全等に関する条例 ~~第19条第3項（第36条第3項、第41条第1項、第46条、第58条第3項、第69条第3項）~~

□ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第16条第3項（第21条第1項）

□ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第6条の2第2項

Table with 4 columns: Field Name, Value, and two columns for '※ 整理番号' (Air Quality, Water Quality, etc.). Fields include: 工場又は事業場の名称, 工場又は事業場の所在地, 施設の種類, 施設の設置場所, 承継年月日, 被承継者 (Name, Address), 承継の原因.

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4と
3 特定工場における公害防止組織の整備証する書面を添えること。

～福島県生活環境の保全等に関する条例一覧～
第19条第3項：ばい煙指定施設等に係る承継の届出
第36条第3項：排水指定施設に係る承継の届出
第41条第1項：特定施設に係る承継の届出
第58条第3項：揚水設備に係る承継の届出
第69条第3項：騒音指定施設に承継の届出